

[事案 2025-11] 入院給付金支払等請求

・令和8年2月10日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肝細胞癌により令和6年6月に入院したため、令和5年7月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、契約時に、募集人に既往症について申告したため、給付金の支払と既払保険料の返還と、慰謝料を求める。

<保険会社の主張>

告知義務違反にもとづく当社の解除権が妨げられる理由はなく、慰謝料についても支払うべき理由もないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は、退職済みであり、事情聴取を実施することができなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。